

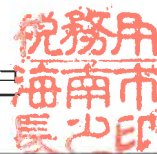


海南市告示第 100 号

地方税法第20条の2の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、公示送達する。

令和 8 年 8 月 4 日

和歌山県海南市長 神出 政巳



公 示 送 達 書	
下記の書類は、税務課に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者	別紙のとおり
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 決定通知書
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、 7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	

(別紙)

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 決定通知書

送達を受けるべき者	期別
河内 響揮	全期
ワトソン 檜塚 千恵	全期
レ デイン ドウック	全期
NGUYEN THI PHUONG KIM	全期
NGUYEN TRONG CHUONG	全期
LE DINH DANH	全期
LIU XIAONA	全期
DENG LING	全期
CAO JUNFANG	全期
HUO ZHIYING	全期
TSUTSUI ELYSE REIKO	全期